

那覇軍港（那覇港湾施設）での米海兵隊の軍用機使用訓練に関する意見書

在沖米海兵隊は、2月8日から13日までの6日間、那覇軍港（那覇港湾施設）で、本市や沖縄県の中止要請を無視し、傍若無人にもMV-22 オスプレイ及びCH53 ヘリコプターを離着陸させる訓練などを強行した。

那覇軍港は、県都・那覇市の市街地に位置し、民間機が離着陸する那覇空港と学校、病院、商業やスポーツ施設、住居、国道などの生活と経済活動等を支える施設が近接している。

県内では、MV-22 オスプレイ及びCH53 ヘリコプターなど米軍機の事故が相次いでいて、宜野湾市の普天間第2小学校では、米軍機が上空を飛来するたびにグラウンドの児童がシェルターに避難を繰り返す異常な状況にあり、昨年11月にも、MV-22 オスプレイから宜野湾市野嵩の住宅密集地の玄関先に水筒を落下させる重大事故が発生したばかりである。

本市と沖縄県は、事故が相次いでいるオスプレイとヘリコプターの離発着を那覇軍港で一切行わないことや訓練の中止を申し入れ、昨年12月には、県知事と県内27市町村長で構成する沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会も、那覇軍港での航空機の運用を一切行わないことと、基地の使用条件を定めた「5.15 メモ」の厳格な運用等を要請している。本市議会も、那覇軍港への米軍機の飛来を中止することを昨年11月に全会一致で採択した決議で求めている。

それにもかかわらず、訓練を強行したことは、本市と沖縄県、県知事と県内27市町村長の要請を踏みにじり、県民の安全よりも軍隊の論理を最優先する言語道断の暴挙である。

米軍が那覇軍港の港湾施設としての基地使用条件を厳格に遵守せず、新たな運用、軍用機使用訓練を行うのは、米軍基地の自由使用であり、過重な基地負担を背負わされている県民への新たな基地負担と危険の増大となるもので、断じて容認できるものではない。

然るに、日本政府が本市と沖縄県、県知事と県内27市町村長の要請をないがしろにし、エスカレートする米軍の横暴勝手な訓練を是認し擁護する姿勢は、復帰50周年の沖縄に、さらなる犠牲と負担を強いるものであり、怒りと憤りを禁じ得ない。

よって、本市議会は、市民と県民、観光客の生命と安全、生活と経済活動を守る立場から、那覇軍港（那覇港湾施設）での米海兵隊の軍用機使用訓練に対し、激しい怒りを込めて厳重に抗議するとともに、関係機関へ下記事項を強く求める。

記

- 1 那覇軍港（那覇港湾施設）においては、沖縄の本土復帰時に米軍基地の使用条件を決めたいわゆる「5.15 メモ」に記載されている、「港湾施設及び貯油所」との使用主目的に沿って厳格に運用を行い、今後、軍用機の離着陸や訓練を一切行わないこと。
- 2 在沖米軍基地においては、従来行われなかった運用を行うことにより、県民への基地負担と危険をこれ以上増大させることのないようにすること。
- 3 地域住民に与える影響が大きい米軍の運用については、関係市町村や県に遅滞なく速やかに情報を提供すること。
- 4 米軍に特権を与えている日米地位協定を抜本的に改定し、米軍に国内法を適用させること。
- 5 那覇軍港の早期返還、在沖米軍基地の整理・縮小、「5・15 メモ」の見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年（2022年）3月8日

那覇市議会

意見書あて先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、
防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長